

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属,家庭部幼児保育課保育施設支
 問合せ先 03 - 5803 - 1857

6年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	未就園児の定期的な預かり事業利用料補助金						
根拠規定等	文京区未就園児の定期的な預かり事業利用料補助金交付要綱						
創設年月	令和	5	年	6	月	経過年数 (自動計算)	1年 終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 (自動計算)	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号	
	05民生費	04児童福祉費	01保育園費	02保育園運営費	12未就園児の定期預かりモデル事業		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的	未就園児の定期的な預かり事業を利用する児童の保護者の負担を軽減し、区民の子育て支援及び児童福祉の増進に資することを目的とする。						
補助事業等の内容	未就園児の定期的な預かり事業を利用する児童の保護者のうち、生活保護受給世帯及び区市町村民税非課税世帯に対して、利用料相当額の補助を行う。						
補助対象経費の内容	未就園児の定期的な預かり事業を利用する児童の保護者が支払いを行った利用料。						
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]						
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 [補助率 10/10] <input type="checkbox"/> 定額 [補助額]						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 [補助単価 単位] <input type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入]						
[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]							
公募の状況	未就園児の定期的な預かり事業を利用する保護者へ補助金の案内を配布し、対象となる場合は区へ申請してもらうよう依頼する。						
実績報告書時における 使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 []						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	10/10	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)	上乗せの 内容・理由					
<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有)							

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	2	108
決算(予算)額	-	-	10	1,188
国庫支出金	-	-	0	0
都支出金	-	-	10	1,188
その他	-	-	0	0
一般財源	-	-	0	0
交付実績の特記事項	令和5年度はモデル事業として、1園で本事業を実施。令和6年度は、昨年10月から継続の区立認可外保育施設と私立保育所で実施。また、補助対象に「同一生計で2人以上の子を扶養している世帯のうち、第2子以降の児童について利用する場合」を新たに追加して行う。			

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金により、幅広い世帯が未就園児の定期的な預かり事業を利用可能になった。結果として、利用後アンケートでは、育児負担を軽減できたり、資格取得の勉強に時間を確保できたりと好意的な意見が得られたことから、効果があったと考えられる。
課題	現在、東京都の補助を活用し本事業を実施しているが、令和8年度には、国で検討されている誰でも通園制度のシステムを利用した仕組みを構築する必要がある。したがって、国と都の補助制度の動向を見極めながら、事業継続等検討をする必要がある。
今後の方向性	今後新たに未就園児の定期的な預かり事業を実施する園について、補助制度に変更が生じても、同様に利用料補助を継続できるよう検討を進める。